

此ノ調査票ハ秘密ノ取扱ヲ爲ス  
此ノ調査ハ税金ニハ關係ナシ



(工業) 調 査 票 甲

提出期限一月末日  
(工業調査員又ハ市町村長ニ差出スコト)

欄ハ道府縣廳ニ於テ記入スルコト

商 工 省

第 號

工場名		電話番號		備考						
工場所在地										
原 動 機 (十二月末日現在)	電 動 機 (電氣モーター)	馬力	從 業 者 數 (十二月末日現在)	雇 傭 從 業 者 (雇ハレテ仕事ヲシテ居ル人)	職 工 (製造、加工、修理等ノ仕事ヲシテ居ル人、職人、臨時工、見習工等ヲ含ム)	男	女	計		
	其ノ他ノ原動機 (蒸氣機関、蒸氣タービン、ガス機関、石油機関、水車等ヲ謂ヒ發電機及蒸氣織ハ含マヌ)	臺		家 族 從 業 者 (工業主ヤ家族ノ者デ其ノ工場ノ仕事ヲシテ居ル人)	職 工 = 準ズル者	其ノ他 (事務員、技術員、販賣員、運搬夫、給仕等ヲ謂フ)				
主 要 作 業 機 械 及 設 備 (十二月末日現在)	撚糸機 (洋式又ハ八丁)	銚	生 産 額 (一月一日ヨリ十二月末日迄)	原料及材料總使用額(一月一日ヨリ十二月末日迄=實際使用シタモノノ總額)				圓		
	力織機 (動力ニ依ル織機)			1 製造、加工、修理ヲシタ品物ノ種類ヲ詳シク分ケテ生産品名欄ニ記入スルコト						
	炭幅 25 吋未満ノモノ	臺		2 生産品名ハ其ノ地方デ使ハレテ居ル特殊ノ名前ヤ其ノ工場デ附ケタ特殊ノ名前デ記入セズ一般ニ通用スル名前ヲ記入スルコト						
	炭幅 25 吋以上ノモノ	臺		3 他カラ買入レタモノノ工場ニ出シテ其ノ工場デハ全然製造、加工、修理ヲシナイ製品ニ付テハ記入シナイコト						
	手 機 (足踏機ハ含マヌ)	臺		4 製造高欄ニ記入スル價額ハ賣レタ製品ニ付テハ其ノ賣ツタ値段ヲ記入シ賣レ残ツタモノガアル場合ハ十二月末日ノ市價ニ依リ其ノ値段ヲ見積リ賣レタモノト合計シテ記入スルコト						
	メリヤス素地編機	臺		5 加工賃及修理料欄ニハ類マレテ他人ノモノニ加工又ハ修理ヲシテ其ノ報酬トシテ受取ツタ工賃ヲ記入スルコト						
	メリヤス靴下編機	臺		生 産 品 名	數	量	價 額	圓		
	ミ シ ン (籠布用ノモノ)	臺								
	キューボラ(筒型熔銑爐コシキヲ含ム)	基								
	旋 盤 (金屬工用ノモノ)	臺								
	ボール盤 (金屬工用ノモノ)	臺								
	フライス盤 (ミリングマシン)	臺								
形 削 盤 (シューバー)	臺									
陶磁器燒成窯	基									
植物油搾機(水壓又ハ手動ノモノ)	臺									
帶鋸盤(製材又ハ木工用ノモノ)	臺									
円鋸盤(製材又ハ木工用ノモノ)	臺									
活版印刷機	臺									
作 業 日 數 (一月一日ヨリ十二月末日迄)	日	主要事業 (例ハ紙函製造業、電球製造業、自動車修理業ノ如ク記入スルコト 二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニハ主ナルモノ一種ダケヲ記入スルコト)								

此ノ調査票ハ三通提出スルコト  
各欄及裏面ノ記入ヲ注意シ熟讀ノ上記入スルコト  
昭和 年 月 日提出

工 業 主  
ノ 氏 名  
捺 印

疑問ノ點ハ工業調査員又ハ市町村ノ係員ニ問合セノコト

日本標準規格 A 4 (210×297mm)

# 記入注意

## 一、一般事項

1. 調査票に記入する数字は1.2.3.の様ならびに数字を使用すること
2. 字體は楷書で明瞭にインキ又は墨で記入すること  
休業中のものは備考欄に休業の時期と休業前に使つて居た職工の数を記入すること
3. 提出期限(一月末日迄)を必ず守ること
4. 備考欄は調査事項の内容を明瞭にする爲に設けたものであるから成るべく此の欄を活用すること  
例へば前年に比較して生産額の著しい増減があつた場合は其の理由を記入し或は工場名が變つた場合は前年の工場名を記入すること

## 二、工場名

工場又は作業場の名稱を記入すること 例へば今織物場とか金丸織工場の様に其の工場の呼び名を記入すること  
若し其の工場に特別の定つた名稱のない場合は工場主の名前を付けて記入すること 例へば中村と謂ふ人が印刷所を持つて居る場合は中村印刷所の様に記入すること

## 三、工場所在地

工場又は作業場の在る場所を詳しく番地迄記入すること

## 四、原動機

電動機を使用して居る場合は其の臺數と馬力數の合計を記入すること 例へば三馬力のもの一臺、二馬力のもの一臺を持つて居る場合は臺數は二臺、馬力數は五馬力の様に記入すること  
電動機以外の原動機を使用して居る場合は一括して「其他の原動機」欄に其の臺數だけを記入すること  
馬力數は小数點以下一位迄とし以下は切捨てること

## 五、主要作業機械及設備

調査票中に印刷してある作業機械及設備を有して居る場合は其の箇所は定められた數量單位に依り其の數を記入すること

## 六、作業日數

一年間に作業した日數を記入すること  
其の日の作業時間の長短に拘らず其の工場の目的とする作業を行つた場合は總て之を一日として計算すること

## 七、従業者數

十二月末日現在の従業者數を調査票中に印刷してある分類に依り記入すること  
「職工に準ずる者」とは家族従業者の内職工と同じ仕事を

をして居る人である  
職工のする仕事と其の他の従業者のする仕事を兩方兼ねて居る人が居る場合は必ず其の何れか主な方一方に

## 八、原料及材料總使用額

實際使用した原料及材料の總額を記入するので原料及材料として買つたものでも調査期間内に使用しなかつたものに付ては記入しないこと  
價額は買つた時の値段に依り記入すること  
頼まれて他人のものに加工又は修理をする工場では他から持つて來た原料及材料の價額は記入せず加工、修

## 九、生産額

理をする爲めに其の工場で買入れたもののみを記入すること 例へば綿布の染色を頼まれた工場では綿布の生地の價額は記入せず其の工場で買入れた染料等の價額のみを記入すること

實際其の工場で生産したものの總額を成るべく詳しく分けて其の數量及價額を記入すること 例へば醸造業では酒、味噌、醤油、酒粕、醬油の樽粕の様に記入すること  
數量の單位は成るべくメートル法に依ること 尙數量の單位を單價と混同せぬ様注意すること  
樽、箱、束、相、臥、塚等の數量單位に依るものは必ず其の内容の説明を附すること 例へば一樽何斤入、一箱何枚入の様に附記すること

## 一〇、主要事業

二種以上の事業を営む場合は其の各々の生産額及設備等を參照して主要と認めらるる一種を記入すること

## 工業調査規則

昭和十四年九月八日  
商工省令第四十九號

### 工業調査規則(抄)

第一條 當時五人未満ノ職工(工業主又ハ之ト雇傭關係ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム以下同ジ)ヲ使用スル工場(作業場ヲ含ム以下同ジ)ノ工業主ハ工場毎ニ毎年別記様式第一號ニ依リ調査票甲三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第五條 市町村ニ工業調査員ヲ置ク  
工業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査票ノ配付及蒐集ニ從事ス

第九條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票及報告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ調査票及報告書ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト雖モ地方長官又ハ市町村長之ヲ集計發表セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

(參照)

昭和四年四月十二日 布法律第五十三號資源調査法(抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ  
職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同